



職員の給与に関する報告及び勧告 公務運営の課題に関する報告

令和8年10月

沖縄県人事委員会

人 委 第 3 5 8 号
令和8年10月8日

沖縄県議会議長 島 袋 大 殿
沖 縄 県 知 事 古 謝 玄 太 殿

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に
関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職の職員
の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告しま
す。併せて、公務運営の課題について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与	1
2	民間の給与	3
3	職員給与と民間給与との比較	6
4	物価及び生計費	8
5	人事院勧告等の概要	8
6	本年の給与改定	10
7	勧告実施の要請	12
別紙第 2	勧告	13
別紙第 3	公務運営の課題に関する報告	44
1	人材の確保・育成及び能力や実績に基づく人事管理の推進	44
2	勤務環境の整備	46
3	服務規律の確保と法令遵守の徹底	51

参考資料

1	職員給与関係	1
2	民間給与関係	38
3	標準生計費	53
4	人事院勧告等の概要	54

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 8 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第 1 表に示すとおり、職員の総数は 20,485 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 9 種 11 給料表が適用されている。

第 1 表 職員の状況 (単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	任期付研究員の職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	計
職員数	4,684	2,882	46	12,360	204	257	1	4	47	20,485
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高 校等の 教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	若手型 任期付 研究員	特定任期 付職員	行政職員	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	第 2 号任期 付研究員 給料表	条例第 7 条 第 1 項の 給料表	行政職 給料表	

(注) 1 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条第 1 項第 2 号の規定により採用された職員の職である。

2 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により採用された職員の職である。

3 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.8歳、平均経験年数20.2年、平均扶養親族数0.9人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢41.4歳、平均経験年数18.6年、平均扶養親族数0.8人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,080 (54.1)	9,405 (45.9)	20,485 (100.0)
行政職	2,816 (60.1)	1,868 (39.9)	4,684 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,962 (82.8)	1,690 (8.2)	1,818 (8.9)	15 (0.1)	20,485 (100.0)
行政職	3,773 (80.6)	473 (10.1)	438 (9.4)	0 (0.0)	4,684 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、416,024円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は374,784円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		416,024	374,784
内 訳	給 料	379,699	341,095
	扶 養 手 当	13,313	11,558
	そ の 他	23,012	22,131

(注) その他は、管理職手当、住居手当等である。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内335の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した101事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は65.6%（昨年51.0%）となっており、ベースアップを中止した事業所はなかった（同2.3%）。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は32.7%（昨年46.7%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.2%（昨年88.7%）となっている。定期昇給を中止した事業所はなく（同2.9%）、定期昇給制度のない事業所の割合は7.8%（同11.3%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	65.6	0.0	1.7	32.7
管理職（課長級）	62.0	0.8	1.7	35.5

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
一般従業員(係員)		92.2	92.2	39.2	3.2	49.8	0.0	7.8
管理職(課長級)		87.9	86.7	36.2	3.3	47.2	1.2	12.1

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 「定期昇給制度あり」及び「定期昇給実施」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で34.0％（昨年37.9％）、高校卒で13.2％（同14.0％）となっており、そのうち大学卒で64.9％（同65.2％）、高校卒で94.5％（同86.5％）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学 歴	項 目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大 学 卒		34.0	(64.9)	(35.1)	(0.0)	66.0
高 校 卒		13.2	(94.5)	(5.5)	(0.0)	86.8

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 住宅手当の支給状況

住宅手当の支給状況は、第7表に示すとおり、手当を支給している事業所は47.0％、借家・借間居住者に対する手当の最高支給月額の中位階層は27,000円以上28,000円未満となっている。

第7表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	47.0%
支 給 し な い	53.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	27,000円以上 28,000円未満

(イ) 国内異動に係る手当等の支給状況

国内異動に係る手当等の支給状況は、第8表に示すとおり、転勤に伴い手当等を支給する事業所の割合は87.9%となっており、転勤に伴い手当等を支給しない事業所の割合は12.1%となっている。なお、手当を支給する場合の支給方法は、一時金が52.4%、一時金以外が80.4%となっている。

また、転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況は、帰宅費用を支給する事業所の割合は58.9%となっており、帰宅費用を支給しない事業所の割合は41.1%となっている。

第8表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：%)

転勤に伴い手当等を 支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を 支給しない
	一時金	一時金以外	
87.9	(52.4)	(80.4)	12.1

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 () 内は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
58.9	(45.2)	(29.0)	(2.4)	(17.6)	(5.8)	9.2	41.1

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

(ウ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり、所定内給与月額4.69月分となっている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	348,206 円
	上 半 期 (A ₂)	361,367 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	734,585 円
	上 半 期 (B ₂)	931,442 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.11 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.58 月分
年 間 の 平 均		4.69 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じく

する者同士の本年４月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第10表に示すとおり、職員給与が民間給与を１人当たり平均11,296円（3.00％）下回っていた。

第10表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
388,288円	376,992円	11,296円 (3.00%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第11表のとおりである。

第11表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第12表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で1.0%、沖縄県で1.6%、全国で1.4%上昇している。

第12表 消費者物価指数

区 分	令和8年4月	令和7年4月	対前年同月比（%）
那 覇 市	114.5	113.4	1.0
沖 縄 県	115.1	113.2	1.6
全 国	113.0	111.5	1.4

（注） 令和2年を100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第13表に示すとおりである。

第13表 那覇市における世帯人員別標準生計費

（令和8年4月分）

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
118,510円	169,280円	185,130円	200,970円	216,830円

（参考資料 3 標準生計費 参照）

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び改定に関する勧告を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均15,056円（3.51%）下回っていることから、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職

員について昨年を上回る俸給表の引上げ改定を行うとともに、民間の動向等を踏まえ、初任給及び再任用職員の月例給の引上げ改定を行うこととした。

(2) 特別給

特別給（ボーナス）については、公務が民間を0.07月分下回っていたことから0.05月分引き上げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

また、特定任期付職員の勤勉手当について、当該職員の区分の支給総額の範囲内では、特に高い業績を挙げた職員であっても、高い成績率を適用することが困難な状況にあるとし、高度の専門性を有する人材確保の重要性を踏まえ、給与水準を確保するため、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとした。

(3) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資するため、単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とした手当の新設、広域異動手当の支給割合の引上げや特地勤務に準ずる手当に係る官署の指定基準の見直しを行うこととしている。

(4) その他

初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当については、俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定を行い、地域手当については、給与制度のアップデートで段階的に見直しを行うこととなっている支給割合の改定を行うこととした。

本府省幹部職員等について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系の措置の骨格を示し、60歳前後の給与水準については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていく旨を報告した。

非常勤職員の給与については、民間の動向を踏まえ、扶養手当等に

相当する給与の支給に努めるよう指針に明記した旨を報告した。

(参考資料 4 人事院勧告等の概要 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定する必要がある。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(3) 地域手当

地域手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 支給月数の改定

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする必要がある。

支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引

き上げ、令和9年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。

イ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当の支給総額については、人事院勧告に準じて改正する必要がある。

(6) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院勧告においては、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設し、単身赴任手当の加算額については廃止することとした。本県においても今後の地方自治法改正、国及び他の都道府県の動向について注視し、適切に対応する必要がある。

また、人事院においては、生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となるよう、官署の指定基準を見直すこととした。本県においても国及び他の都道府県の動向を踏まえ、必要な検討を行っていくこととする。

(7) その他の課題

ア 新たな給与体系

人事院においては、本府省幹部職員等について、他の職員に先行して、職務内容の困難さ・責任の重さをより一層重視した給与体系の実現を目指し検討を加速することとしていることから、今後、国の動向を注視していく必要がある。

イ 60歳前後の給与水準

人事院においては、60歳前後の給与水準について、シニア職員の人事管理に関連する制度とともに検討を加速することとしているこ

とから、今後、国の動向を注視していく必要がある。

ウ 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与については、地方自治法改正等の国の動向及び他の都道府県の状況等を注視し、適切に対応する必要がある。

7 勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県の行政の効率的、安定的な運営に資するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ アの改定後の教育職給料表(2)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 15,400 円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 7,700 円とすること。

また、アの改定後の教育職給料表(3)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 15,600 円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 8,100 円とすること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当の支給月額を 418,600 円とすること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（勤務時間が通常の勤務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,500 円、

12,000円) とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(7) 令和8年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(4) 令和9年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 8 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に 3 を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のウの(ア)、2 の(2)のア及び3 の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1 の(1)のイについては令和 9 年 1

月 1 日から、1 の(2)のウの(イ)、2 の(2)のイ並びに3 の(2)のイ及びウについては令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和 8 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額の算定は、1 の(1)のアによる改定前の給料表に基づいて行うものとする。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						
	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						

	93	277,600	317,300	368,900						
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

公安職給料表

職 員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100		
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400		
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700		
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900		
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100		
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400		
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700		
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000		
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200		
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500		
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800		
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100		
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300		
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600		
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900		
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200		
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400		
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000			
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300			
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500			
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700			
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000			
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300			
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500			
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700			
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000			
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300			
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500			
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700			
	86	323,400	342,400	367,600	411,100					
	87	324,100	343,400	369,100	411,700					
	88	324,800	344,400	370,500	412,300					
	89	325,500	345,300	371,800	412,600					
	90	326,100	346,600	373,000	413,100					
	91	326,800	347,800	374,200	413,600					
	92	327,500	349,000	375,500	414,100					
	93	328,000	350,200	376,800	414,500					
	94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	96	330,400	353,900	381,200	415,900					
	97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	100	333,500	358,800	386,000	417,700					

	101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	104	337,300	363,200	390,400	419,100					
	105	338,100	364,300	391,600	419,400					
	106	338,700	365,400	392,100	419,900					
	107	339,300	366,400	392,700	420,400					
	108	339,900	367,400	393,300	420,900					
	109	340,400	368,600	393,900	421,200					
	110	340,900	369,600	394,400	421,700					
	111	341,300	370,600	394,800	422,200					
	112	341,800	371,500	395,300	422,700					
	113	342,600	372,400	395,700	423,000					
	114	343,200	373,300	396,100	423,500					
	115	343,900	374,200	396,600	424,000					
	116	344,500	375,200	397,100	424,500					
	117	345,100	376,200	397,500	424,900					
	118	345,800	376,600	398,000	425,400					
	119	346,500	377,200	398,600	425,800					
	120	347,200	377,800	399,100	426,300					
	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800						
	123	348,600	378,900	400,300						
	124	349,100	379,300	400,700						
	125	349,400	379,700	401,200						
	126		380,100	401,700						
	127		380,500	402,200						
	128		380,900	402,700						
	129		381,300	403,000						
	130		381,700	403,500						
	131		382,100	404,000						
	132		382,500	404,500						
	133		382,700	404,800						
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 職 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 277,300	円 290,300	円 295,200	円 330,500	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,000	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500
	2	233,700	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300
	3	235,400	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100
	4	237,000	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900
	5	238,500	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700
	6	241,300	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400
	7	244,100	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100
	8	246,700	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600
	9	249,400	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000
	10	251,700	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200
	11	253,800	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300
	12	255,900	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200
	13	257,900	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000
	14	259,700	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000
	15	261,500	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000
	16	263,100	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900
	17	264,600	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200
	18	266,100	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100
	19	267,700	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900
	20	269,100	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800
	21	270,500	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700
	22	271,800	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700	517,600
	23	272,900	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500
	24	274,000	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400
	25	275,100	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200
	26	276,100	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900
	27	277,100	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500
	28	278,000	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100
	29	279,000	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600
	30	279,900	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100
	31	280,800	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700
	32	281,600	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300
	33	282,300	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600
	34	283,000	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100
	35	283,500	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600
	36	284,000	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100
	37	284,600	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600
	38	285,100	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200
	39	285,500	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500
	40	285,900	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100
	41	286,300	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300	528,600
	42	286,700	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000	
	43	287,100	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600	
	44	287,500	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200	
	45	288,000	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500	
	46	288,600	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100	
	47	289,200	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700	
	48	289,800	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	290,300	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700	
	50	290,900	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000	
	51	291,500	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300	
	52	292,000	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500	
	53	292,500	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700	
	54	293,000	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900	
	55	293,500	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200	
	56	294,000	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500	
	57	294,500	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700	
	58	295,000	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000	
	59	295,500	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300	
	60	295,900	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500	
	61	296,300	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700	
	62	296,600	312,900	347,700	398,400	454,200		
	63	296,900	313,200	348,000	398,700	454,700		
	64	297,100	313,400	348,200	399,000	455,200		
	65	297,300	313,600	348,400	399,200	455,700		
	66	297,600	313,800	348,700	399,400	456,300		
	67	297,900	314,000	349,000	399,700	456,800		
	68	298,100	314,300	349,200	400,000	457,400		
	69	298,300	314,600	349,400	400,300	457,900		
	70	298,600			400,500	458,400		
	71	298,800			400,800	459,000		
	72	299,000			401,100	459,600		
	73	299,300			401,400	459,900		
	74				401,800	460,500		
	75				402,200	461,100		
	76				402,600	461,600		
	77				403,000	462,000		
	78				403,400	462,500		
	79				403,900	463,200		
	80				404,400	463,900		
	81				404,800	464,100		
	82				405,200			
	83				405,600			
	84				406,000			
	85				406,500			
	86				407,000			
	87				407,500			
	88				408,000			
	89				408,300			
	90				408,700			
	91				409,000			
	92				409,400			
	93				409,900			
	94				410,200			
	95				410,700			
	96				411,100			
	97				411,700			
定前任短時間勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 247,500	円 254,500	円 287,400	円 320,400	円 366,500	円 397,800	円 449,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	295,500	352,500	420,600	471,500
	50	296,300	354,300	422,000	472,700
	51	297,000	356,000	423,400	473,900
	52	297,800	357,700	424,700	475,100
	53	298,600	359,400	425,900	476,300
	54	299,400	360,800	427,100	477,500
	55	300,100	362,200	428,400	478,700
	56	300,900	363,700	429,700	479,900
	57	301,600	365,300	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	437,500	
	63	305,900	374,800	438,900	
	64	306,500	376,300	440,200	
	65	307,500	377,900	441,400	
	66	308,300	379,500	442,600	
	67	309,000	381,100	443,900	
	68	309,700	382,600	445,300	
	69	310,400	384,100	446,600	
	70	311,100	385,700	447,800	
	71	311,800	387,100	448,800	
	72	312,500	388,600	450,000	
	73	313,200	390,100	451,200	
	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	
	89	323,900	411,900	464,200	
	90	324,700	413,200	464,500	
	91	325,400	414,300	464,800	
	92	326,200	415,500	465,000	
	93	326,700	416,700	465,300	
	94	327,400	417,800	465,600	
	95	328,100	419,000	465,900	
	96	328,800	420,200	466,100	
	97	329,400	421,600	466,300	
	98	330,000	422,600	466,600	
	99	330,800	423,600	466,900	
	100	331,500	424,600	467,100	
	101	332,300	425,500	467,300	
	102	333,100	426,500	467,600	
	103	334,000	427,600	467,900	
	104	334,800	428,700	468,100	

	105	335,400	429,400	468,300		
	106	336,200	430,300			
	107	337,000	431,200			
	108	337,800	432,100			
	109	338,400	432,900			
	110	338,800	433,700			
	111	339,100	434,500			
	112	339,600	435,300			
	113	340,100	435,900			
	114	340,500	436,600			
	115	340,900	437,300			
	116	341,300	438,000			
	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800				
	147	351,100				
	148	351,400				
	149	351,600				
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 268,200	円 313,100	円 345,700	円 376,600	円 471,600

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算する。

教育職給料表(3)

職 員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	

	53	298,000	338,100	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	
	83	317,400	385,600	441,100	
	84	318,000	386,800	441,300	
	85	318,400	387,900	441,500	
	86	318,800	389,100	441,800	
	87	319,300	390,100	442,100	
	88	319,800	391,200	442,300	
	89	320,200	392,200	442,500	
	90	320,600	393,300	442,800	
	91	321,000	394,400	443,100	
	92	321,400	395,400	443,300	
	93	321,700	396,500	443,500	
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700	444,800	
	99	323,800	402,600	445,100	
	100	324,100	403,500	445,300	
	101	324,500	404,300	445,500	
	102	324,800	405,300	445,800	
	103	325,100	406,100	446,100	
	104	325,400	407,000	446,300	
	105	325,600	407,800	446,500	
	106	325,900	408,700		
	107	326,200	409,600		
	108	326,400	410,500		

	109	326,600	411,300			
	110	326,800	412,300			
	111	327,100	413,200			
	112	327,400	414,100			
	113	327,600	414,700			
	114	327,800	415,600			
	115	328,000	416,500			
	116	328,300	417,400			
	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 259,100	円 310,000	円 340,900	円 370,000	円 460,300

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算する。

研究職給料表

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	278,100	335,200	403,200	463,000
	46	279,400	335,700	404,200	463,800
	47	280,700	336,200	405,000	464,700
	48	281,900	336,600	405,700	465,600
	49	283,100	337,000	406,400	466,400
	50	284,200	337,400	407,100	467,200
	51	285,300	337,800	407,700	467,800
	52	286,400	338,300	408,300	468,600
	53	287,400	338,700	408,900	469,000
	54	288,500	339,100	409,600	469,600
	55	289,500	339,500	410,400	470,100
	56	290,500	339,900	411,200	470,600
	57	291,500	340,300	411,800	471,100
	58	292,200	340,600	412,600	
	59	292,700	341,000	413,300	
	60	293,300	341,400	414,000	
	61	293,900	341,800	414,600	
	62	294,500	342,300	415,300	
	63	295,100	342,900	415,900	
	64	295,700	343,400	416,600	
	65	296,300	343,800	417,300	
	66	296,800	344,400	417,900	
	67	297,400	344,900	418,500	
	68	297,900	345,500	419,200	
	69	298,500	346,000	419,900	
	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		
	89	311,200	356,700		
	90	311,800	357,200		
	91	312,500	357,500		
	92	313,100	357,900		
	93	313,700	358,200		
	94	314,200	358,500		
	95	314,800	358,900		
	96	315,300	359,300		

	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 250,200	円 296,600	円 324,600	円 371,700	円 435,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	

	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		
	89		313,600	352,500	374,300		
	90		313,800	352,700	374,600		
	91		314,000	353,100	374,800		
	92		314,200	353,400	375,100		

	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定 年 前 再 任 用 任 時 短 勤 間 職 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 219,900	円 247,700	円 279,200	円 294,400	円 323,100	円 368,700	円 414,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300

	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600		
	89	307,600	336,000	374,000	392,900		
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		
137	323,500	355,900		
138	323,800	356,300		
139	324,100	356,700		
140	324,400	357,100		
141	324,600	357,400		
142	324,900	357,800		
143	325,300	358,100		
144	325,600	358,500		
145	325,800	358,800		
146	326,000	359,200		
147	326,300	359,600		
148	326,600	360,000		

	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 270,400	円 292,600	円 300,900	円 312,600	円 331,000	円 372,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
	1	442,000
	2	507,000
	3	575,000
	4	663,000
	5	771,000
	6	879,000

第5条第2項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
	1	370,000
	2	408,000
	3	438,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号	給	給 料 月 額
		円
	1	419,000
	2	470,000
	3	525,000
	4	593,000
	5	677,000
	6	790,000
	7	923,000

別紙第 3

公務運営の課題に関する報告

本県では、引き続き観光需要や個人消費が増加しており、中東情勢に伴う影響はあるものの、経済状況は拡大基調にある。一方で、長引く人手不足や物価の上昇に加え、少子高齢化・人口減少社会への対応、頻発する自然災害に備えた防災の強化など、県行政として早急に取り組むべき課題が山積している。

このように社会経済情勢が激しく変化する状況下において、県民から求められる行政ニーズは今後も多様化・複雑化していくことが想定される。これらに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、職員一人一人が高い意欲とやりがいを持ち、その能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整えることが重要である。

一方で、職員採用試験の受験者数の減少や普通退職者数の増加など、公務における人材確保は依然として厳しい状況が続いており、将来的に行政運営が危機的な状況に陥ることが懸念される。

有為な人材を継続的に確保、定着させるためには、長時間勤務の是正、多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善に加え、やりがいの実感によって公務の魅力を高めることで、沖縄県が「選ばれる職場」へと転換を果たすことが必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

1 人材の確保・育成及び能力や実績に基づく人事管理の推進

(1) 人材の確保

県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠である。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の採用の活発化、若年者

の就業意識の多様化などを背景に、全国的に公務の人材確保は極めて厳しい状況が続いている。本県においても、職員採用試験の受験者数は10年前の約33パーセントの水準まで低下しており、試験合格者の辞退率も高い水準で推移している。また、年度当初における欠員も常態化しており、特に技術系職種や免許等を要する職の人材確保が極めて困難となっていることから、このような状況が続けば、これまでと同様の行政サービスを維持できなくなることが懸念される。

現下の状況を鑑み、本委員会では、上級試験（特別枠）や再採用制度を創設したほか、令和8年度からは、社会人経験者選考採用を行うなど、限られた人材を積極的に採用するための取組を鋭意行ってきたところである。

また、有為な人材から「選ばれる職場」であるためには、採用制度の見直しに加え、長時間勤務の是正や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善によって、公務職場の魅力を高めていく必要がある。さらに、県職員としてのやりがいや仕事を通じた成長の実感など、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を積極的に発信していくことが重要である。

そのため、本委員会では、令和8年度に県職員の業務内容や魅力に関する情報を集約・発信するポータルサイトを構築し、任命権者と連携しながら公務の魅力発信を戦力的に推進していく。

人材の確保は、今後も激しい競争が続くと見込まれるため、合格有効期間の延伸など、様々な方策について引き続き任命権者と協議・検討を行っていく。

(2) 人材の育成

職員一人一人を重要な資本と捉える人的資本経営の観点から、職員のキャリア形成を支援する職場環境の整備は、職員の成長意欲や仕事のモチベーションにつながり、組織の活性化や人材確保のための極めて重要な取組となる。

各任命権者にあつては、人材マネジメント基本方針等に基づき、職員が職務を通じて自身のキャリアを具体的に描きながら、成長を実感

できる魅力的な職場環境を整備するとともに、管理職などマネジメント層にあっては、職員自身のキャリア形成を適切にサポートし、主体的に学び続ける人材を育成していくことが求められる。

また、近年は採用方法の見直しによって新規採用者の経歴も多様化している。職務経験を有する職員が、組織や仕事へ早期に適応し、民間企業等で培った専門性や経験を十分に発揮するために、職場内のサポートを強化する必要がある。

(3) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

国は本年8月に、本府省幹部職員等について、他の職員に先行して職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するとともに、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築することを示した。

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるとともに、有為な人材を確保し、定着させるためには、職員が実力本位で活躍することができ、より職務・職責に見合った処遇が確保されることが重要である。

そのためには、適正かつ納得性のある人事評価制度の運用が必要であることから、各任命権者にあっては、より一層評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正

恒常的な長時間勤務は、職員の心身の健康を損ない、公務能率を低下させる。特に、他律的業務で月100時間の上限を超える超過勤務を行っている職員が一定数確認されていることから、長時間勤務の是正に向けて最優先で取り組む必要がある。

各任命権者においては、業務の再配分や合理化等に努めているところであるが、本庁職場では、依然として長時間勤務が発生しており、その是正に向けては徹底した業務のスクラップ・アンド・ビルドと、

質と量に応じた職員配置が必要である。

令和7年度に知事部で実施された職員アンケートにおいて、「数年以内に退職する意向のある職員」が13.3%と前年度（7.6%）より増加し、その最多の理由が「長時間労働による仕事と家庭の両立の難しさ」であった。普通退職者数も高い水準で推移しており、さらに、職員の確保も極めて厳しい状況にあることから、これらのことは非常に重く受け止めなければならず、長く働き続けられる職場として、また、新たな人材に「選ばれる職場」としての魅力を向上させる上でも長時間勤務の是正は最重要かつ喫緊の課題である。

ア 勤務実態の把握と検証等による時間外勤務の縮減

各任命権者は、人事委員会規則等で定められた上限を超えて時間外勤務等が発生した場合、事後の検証を確実に行う必要がある。

知事部においては、令和7年から勤務管理システムを用いた時間外勤務の類型化及び事後検証を行っているが、対象者への実施率は7割にとどまっていることから、これを全ての対象者に実施されたい。

各任命権者においては、各職場の実情が分かるデータを活用して事後検証を実施し、業務の見直しや繁忙部署への十分な要員確保、人事配置の最適化などを十全に行っていただきたい。

管理監督者においては、職員の健康保持及び公務能率の向上を意識するとともに、職員の勤務時間や業務量を的確に把握し、特定の職員に過度な負担がかからないよう、業務の見直しや平準化に努め、職員においては、計画的で効率的な業務の遂行に努めるなど、自身の健康保持に主体的に取り組むことが必要である。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定は限定的であるべきことから、必要な勤務箇所を精査の上で指定し、その後速やかに全ての職員に周知する必要がある。

併せて、職員のワーク・ライフ・バランスを実現し、多様な人材に「選ばれる職場」であるためには、AIの活用・DXの推進等による業務削減及び効率化の取組が不可欠である。前述の職員アンケート

において、長時間勤務の是正には、「調査・照会ものの統合・簡素化」、「議会運営に係るルールの見直し」等の取組が必要であるとの意見がある。予算関係業務については、職員の負担軽減と効率化を進めるため、新たな予算編成システムが導入される見込みであるが、議会对応や調査・照会等の全庁的な長時間勤務の主な要因となっている業務についても、関係各課が協力してより一層の効率化、簡素化に速やかに取り組んでいただきたい。

議会におかれては、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、職員アンケートの結果も踏まえ、議会運営におけるデジタルツールの導入など、職員の勤務環境の改善・負担軽減に向けて取り組んでいただきたい。

イ 教職員の働き方改革

教育委員会においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で策定を義務づけられた計画を実施するため、「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画」に基づき教職員の勤務環境改善を進めているところであるが、在校時間が月100時間を超える教職員が相当数見受けられる。令和8年度は計画の集中改革期間の最終年度となることから、これまでの取組の効果検証を踏まえ、教職員の長時間勤務の縮減に向け、次年度以降の取組を着実に進めていただきたい。

教職員の働き方改革の推進は、ひいては沖縄の未来を担うこどもたちの教育環境の維持向上につながるものである。本委員会としては、引き続き、関係団体や地域等との連携を図りながら、実効性のある取組がより一層推進されることを強く期待する。

(2) 多様な働き方の実現及び仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた働き方を実現するためには、柔軟な働き方が可能な環境を整備し、各職員のライフステージに即した支援制度が広く周知され、十分に活用されることが重要である。

本年8月、人事院は、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進する必要性が

あるとし、無給休暇制度の新設や代休日の指定等の見直し、フレックスタイム制の見直しなどの取組を示した。こうした取組は、職員の仕事へのモチベーションを高めるとともに、有為な人材に「選ばれる職場」の実現につながり得るものであることから、本県においても、国や他都道府県の動向を注視し、検討を進める必要がある。

知事部においてはフレックスタイム制の導入に向けて検討を進めているところであるが、活用しやすい制度とし、積極的に推進していくことが重要である。併せて、勤務間インターバルの確保は、職員の健康保持のためにも重要であることから、本県においても、制度の導入に向けて引き続き検討する必要がある。

テレワーク等の場所にとらわれない柔軟な働き方や現在進められている本庁舎改修による新たなオフィス環境の整備は、ワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の向上、組織の活性化等の効果が期待されるとともに公務職場の魅力向上につながるものである。テレワークについては拡充・利用促進を図るとともに、在宅勤務等手当についても引き続き検討していく必要がある。

職員にとって、住居は生活の拠点となる重要な要素である。人事異動に際して職員が転居を必要とする場合には、各地の住環境の実態把握に努め、職員に過度な負担とならないような支援を継続し、人事異動の円滑化を推進していく必要がある。

(3) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で充実して働けることは、職員やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものである。また、職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、有為な人材を確保・定着させる観点からも一層重要性を増している。

しかしながら、職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は依然として高い状況にある。その要因は、仕事や人間関係など複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員個人の努力のみで取り除くことができない場合が多い。このため、相談体制の

強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を充実させるなど、予防から早期発見・対応に至る迅速かつ的確なメンタルヘルスカアを行っていただきたい。

併せて、ストレスチェック受検率の向上に努め、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、集団分析結果を活用し、職場の環境改善に取り組んでいただきたい。

また、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、ストレスチェックで高ストレス者となっている職員に対しては、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行うなど、取組の拡充・強化を検討する必要がある。長時間勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適宜実施すべきである。

加えて、気候変動等に伴う熱中症リスクに対応するため、法令に基づく予防措置を徹底するとともに、適切な休憩や環境整備など多角的な対策を講じる必要がある。

デジタルツール等を活用した業務の効率化は、今後も推進していく必要があるが、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われるなど、仕事と生活の区別が曖昧となるような活用は、職員の心身への負担が増すおそれもあるため、利用に関するルールづくりとその周知が重要である。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、公務能率の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。ハラスメントを防止するためには、全ての職員がハラスメントに対する関心と理解を深めるとともに、お互いを尊重し合う風通しのよい職場づくりに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、全職員へハラスメント相談窓口を確実に周知するほか、研修の充実等による職員の意識啓発を行うとともに、職

員が安心して相談できる環境を整える必要がある。相談件数の多いパワーハラスメントについては、どのような行為がハラスメントに該当し得るかなどの情報を共有するとともに、全ての職員に対する研修等の取組を通じて理解を深め、ハラスメントのない職場を目指すことが重要である。

また、カスタマーハラスメントについては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、令和8年10月1日から、方針の明確化等、カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置が義務づけられ、知事部においては、「沖縄県カスタマーハラスメント対策基本方針」を定め、外部専門家による相談窓口の設置や通話録音システムの導入の検討等、具体的な防止対策に取り組んでいるところである。各任命権者においては、カスタマーハラスメントの基本的な考え方や対応方針を決定することはもとより、組織として職員を守るため実効性の高い防止対策を検討し、講じることが望まれる。

(5) 会計年度任用職員等の勤務環境の整備

多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的で質の高い公務を行う上で、会計年度任用職員等は重要な役割を果たしている。会計年度任用職員等が意欲を持ち安心して働くためには、仕事と生活の調和がとれた勤務環境や勤務条件の整備を推進していくことが必要である。特に、管理監督者は、会計年度任用職員等の勤務時間の把握など、適切な勤務管理を行っていただきたい。

3 服務規律の確保と法令遵守の徹底

多くの職員は、沖縄県職員としての誇りと自覚のもと、県政の課題や突発的な自然災害等への対応に真摯に向き合い、県民の安全・安心を確保するため日々全力で職務に精励している。

その一方で、一部では公務に対する県民の信頼を損なうような事態が見られることも事実である。

職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令遵守を徹底す

るとともに、高い使命感と倫理観を持って、公務の内外を問わず自らの行動を律することが求められる。各任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めるなど、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図り、強い決意を持って不祥事の未然防止に取り組む必要がある。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和8年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	38
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	39
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52

3 標準生計費

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月分）	53
-------------------------------------	----

4 人事院勧告等の概要

人事院勧告・報告の概要	54
-------------	----

1 職 員 給 与 関 係

令和 8 年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和 8 年 4 月 1 日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

令和 8 年 4 月 1 日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分 職務の種類 職員の例 給料表			職 員 数				平 均 年 齢		平 均 経 験 年 数		平 均 扶 養 親 族 数	
			令和8年 4月	構成比	令和7年 4月	増減率	令和8年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和7年 4月
全 職 員			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
			20,485	100.0	20,419	0.3	42.8	42.7	20.2	20.0	0.9	1.1
行 政 職	行政職員	行 政 職	4,684	22.9	4,685	△0.0	41.4	41.3	18.6	18.5	0.8	0.9
県 関 係 の 職	計		11,925	58.2	11,896	0.2	42.9	42.7	20.4	20.2	1.0	1.2
	行 政 職	行政職員	4,279	20.9	4,275	0.1	41.5	41.5	18.7	18.6	0.8	1.0
	公 安 職	警 察 官	2,882	14.1	2,873	0.3	39.5	39.3	18.4	18.2	1.3	1.6
	海 事 職	船 員	46	0.2	49	△6.1	41.0	41.5	20.4	20.4	1.2	1.6
	教 育 職	高校・特別支援 学校の教諭	4,204	20.5	4,205	△0.0	46.7	46.5	23.6	23.4	1.0	1.2
		小中学校 の 教 諭	47	0.2	46	2.2	41.9	42.9	18.9	19.8	1.2	1.3
	研 究 職	農林水産工業 関係研究員	204	1.0	207	△1.4	42.7	42.1	19.0	18.4	0.8	1.0
	医 療 職	医師及び 歯科医師	27	0.1	23	17.4	41.3	43.5	15.9	18.0	0.4	0.4
		獣 医 師	91	0.4	97	△6.2	47.7	46.5	23.1	21.9	0.7	0.7
		保 健 師	93	0.5	94	△1.1	35.0	34.2	12.2	11.2	0.4	0.3
	任期付研 究員の職	若手型任期付 研 究 員	1	0.0	1	-	*	*	*	*	*	*
	特 定 任 期付の職	特定任期付 職 員	4	0.0	4	0.0	66.8	66.5	38.3	39.7	0.0	0.0
	任 期 付 の 職	行政職員	47	0.2	22	113.6	55.7	56.1	30.1	30.6	0.2	0.5
市 町 村 立 学 校 関 係 の 職	計		8,560	41.8	8,523	0.4	42.6	42.6	19.8	19.8	0.8	0.9
	行 政 職	行政職員	405	2.0	410	△1.2	40.6	39.9	17.7	17.1	0.6	0.6
	教 育 職	小中学校 の 教 諭	8,109	39.6	8,059	0.6	42.7	42.8	19.9	20.0	0.8	0.9
	医 療 職	小中学校の 栄養職員	46	0.2	54	△14.8	37.3	37.2	15.2	15.2	0.6	0.6

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。

3 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1項第2号の規定により採用された職員の職である。

4 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和8年職員給与等実態調査)

給料表		全職員		県関係職員										市町村立学校関係職員																
年齢 階層		行政職		人	11,925	行政職 4,279	人	公安職 2,882	人	海事職 46	教育職(2) 4,204	教育職(3) 47	研究職 204	人	医療職(1) 27	人	医療職(2) 91	人	医療職(3) 93	第2号任期付 研究員給料表		条例 第7条 第1項の給料表		行政職 (任期付の職) 47	人	人	行政職 405	人	医療職(2) 46	
計	20,485	4,684	人	52	16	11,925	人	2,882	人	46	4,204	人	204	人	27	人	91	人	93	*	人	4	人	47	人	8,560	人	405	人	46
20歳未満	52	16	人	52	16	11,925	人	36	人	-	-	人	-	人	-	人	-	-	-	-	-	-	-	人	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満	595	161	人	353	152	4,279	人	178	人	-	17	人	3	人	-	人	1	人	2	*	人	-	人	-	人	242	人	9	人	-
24歳以上 28歳未満	1,452	462	人	832	420	4,279	人	291	人	3	78	人	15	人	2	人	1	人	22	*	人	-	人	-	人	620	人	42	人	5
28歳以上 32歳未満	1,645	403	人	897	367	4,279	人	298	人	6	177	人	3	人	9	人	3	人	21	*	人	-	人	-	人	748	人	36	人	6
32歳以上 36歳未満	1,794	454	人	974	410	4,279	人	305	人	8	199	人	5	人	1	人	6	人	14	*	人	-	人	1	人	820	人	44	人	6
36歳以上 40歳未満	2,045	532	人	1,127	445	4,279	人	292	人	6	314	人	13	人	3	人	4	人	16	*	人	-	人	1	人	918	人	87	人	14
40歳以上 44歳未満	2,314	444	人	1,354	404	4,279	人	331	人	4	569	人	8	人	2	人	11	人	2	*	人	-	人	5	人	960	人	40	人	6
44歳以上 48歳未満	2,489	494	人	1,485	470	4,279	人	343	人	6	629	人	5	人	-	人	7	人	-	*	人	-	人	4	人	1,004	人	24	人	5
48歳以上 52歳未満	2,984	700	人	1,894	659	4,279	人	340	人	3	830	人	8	人	1	人	24	人	4	*	人	-	人	2	人	1,090	人	41	人	2
52歳以上 56歳未満	2,962	668	人	1,818	620	4,279	人	301	人	7	829	人	3	人	2	人	18	人	3	*	人	-	人	9	人	1,144	人	48	人	1
56歳以上 60歳未満	2,124	350	人	1,110	316	4,279	人	167	人	3	562	人	2	人	4	人	16	人	9	*	人	-	人	4	人	1,014	人	34	人	1
60歳以上	29	-	人	29	-	4,279	人	-	人	-	-	人	-	人	3	人	-	人	-	*	人	4	人	21	人	-	人	-	人	-

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 82.8	% 8.2	% 8.9	% 0.1	% 54.1	% 45.9
	行政職	100.0	80.6	10.1	9.4	—	60.1	39.9
県 関 係 職 員	計	100.0	80.5	4.3	15.0	0.1	64.4	35.6
	行政職	100.0	82.1	8.2	9.7	—	62.9	37.1
	公安職	100.0	52.9	0.5	46.1	0.5	88.5	11.5
	海事職	100.0	13.0	43.5	43.5	—	100.0	—
	教育職(2)	100.0	97.1	2.7	0.2	—	50.2	49.8
	教育職(3)	100.0	100.0	—	—	—	59.6	40.4
	研究職	100.0	96.6	1.0	2.0	0.5	71.6	28.4
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	63.0	37.0
	医療職(2)	100.0	91.2	6.6	2.2	—	39.6	60.4
	医療職(3)	100.0	97.8	2.2	—	—	24.7	75.3
	第2号任期付 研究員給料表	100.0	*	*	*	*	*	*
	条例第7条第 1項の給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
	行政職 (任期付の職)	100.0	57.4	12.8	29.8	—	51.1	48.9
関市 町 係 村 立 学 校 員	計	100.0	86.0	13.7	0.3	—	39.8	60.2
	行政職	100.0	64.0	30.6	5.4	—	30.9	69.1
	教育職(3)	100.0	87.1	12.9	0.0	—	40.4	59.6
	医療職(2)	100.0	82.6	17.4	—	—	4.3	95.7

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和8年4月	令和7年4月	増減率	令和8年4月	令和7年4月	増減率
全 職 員	計	円 416,024	円 400,756	% 3.8	円 374,784	円 362,091	% 3.5
	給料	379,699	365,726	3.8	341,095	330,115	3.3
	扶養手当	13,313	12,561	6.0	11,558	11,079	4.3
	その他	23,012	22,469	2.4	22,131	20,897	5.9
県 関 係 職 員	計	409,920	395,145	3.7	376,384	363,830	3.5
	給料	374,631	361,422	3.7	342,484	331,816	3.2
	扶養手当	14,438	13,682	5.5	11,879	11,403	4.2
	その他	20,851	20,041	4.0	22,021	20,611	6.8
関市 町 係 村 立 学 校 員	計	424,525	408,585	3.9	357,885	343,945	4.1
	給料	386,759	371,735	4.0	326,420	312,370	4.5
	扶養手当	11,745	10,996	6.8	8,165	7,698	6.1
	その他	26,021	25,854	0.6	23,300	23,877	△ 2.4

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	全職員		県関係職員										市町村立学校関係職員			
	行政職		行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第2号任期付 研究員給料表 第1項の給料表	条例第7条 第1項の給料表	行政職 (任期付の職)	行政職	医療職(2)
① 1人当たり 給料月額	円 367,664	円 340,522	円 366,021	円 341,857	円 360,185	円 396,317	円 377,415	円 388,126	円 441,744	円 370,643	円 317,160	円 *	円 682,500	円 337,534	円 326,420	円 305,350
② 1人当たり 給料調整額	1,690	573	2,010	627	924	3,406	-	3,221	8,304	24,416	12,480	*	-	814	-	-
③ 1人当たり 教職調整額	10,345	-	6,600	-	-	18,533	16,961	-	-	-	-	*	-	-	16,428	-
④ 1人当たり 扶養手当月額	13,313	11,558	14,438	11,879	18,672	15,989	16,245	12,186	5,481	10,967	5,414	*	-	3,468	8,165	8,348
⑤ 1人当たり その他の 手当月額	23,012	22,131	20,851	22,021	17,193	19,093	14,332	23,762	488,095	37,361	23,021	*	7,500	8,688	23,300	21,780
⑥ 合計	416,024	374,784	409,920	376,384	393,584	451,807	424,953	427,295	943,624	443,387	358,075	*	690,000	350,504	357,885	335,478

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和8年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である子を有する者	うち子以外の扶養親族を有する者
合 計		人 9,127	人 8,901	人 357
1 人		2,828	2,639	189
2 人		3,563	3,526	77
3 人		2,106	2,106	43
4 人		523	523	34
5 人		84	84	12
6 人		17	17	2
7 人		5	5	0
8 人		1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分		計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受 給 者		人 6,659	人 3,968	人 2,691
	手当月額 11,000 円未満の受給者	4	2	2
	手当月額 11,000 円以上 28,000 円未満の受給者	3,003	1,747	1,256
	手当月額 28,000 円の受給者	3,652	2,219	1,433
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		円 26,195	円 26,219	円 26,160

職員の 借家・ 借居 間住	受 給 者	人 75	人 56	人 19
	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 13,384	円 13,430	円 13,247

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満	700 km以上 900 km未満	900 km以上 1,100 km未満	1,100 km以上 1,300 km未満	1,300 km以上 1,500 km未満	1,500 km以上		
受給者数	人 132	人 9	人 34	人 241	人 27	人 3	人 1	人 3	人 33	人 483	円 49,992

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分	全職員		県関係職員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,650	% 71.5	人 9,348	% 78.4	人 5,302	% 61.9
交通機関等利用者	1,692	8.3	1,616	13.6	76	0.9
交通用具使用者	12,787	62.4	7,579	63.6	5,208	60.8
交通機関等と交通用具の併用者	171	0.8	153	1.3	18	0.2
非 受 給 者	5,835	28.5	2,577	21.6	3,258	38.1
計	20,485	100.0	11,925	100.0	8,560	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,578		円 9,926		円 6,202	
職員1人当たり平均手当月額	6,135		7,781		3,841	

- (注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和8年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 率 増 加	平均年齢	平均経験年数
	給 料	扶養手当	その他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	100.0	-	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	100.2	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	100.7	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	100.9	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	101.2	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	101.4	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	101.5	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	101.6	0.0	42.5	19.8
令和6年	355,556	11,746	22,198	389,501	102.7	1.1	42.6	19.9
令和7年	365,726	12,561	22,469	400,756	105.6	2.9	42.7	20.0
令和8年	379,699	13,313	23,012	416,024	109.7	3.8	42.8	20.2

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成28年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和8年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人		人	人	人	人	人	人	人
2								1	1
3								11	2
4								15	7
5	9	22	4					12	4
6		25	3					6	3
7		12	5					2	5
8		19	9					1	1
9	9	25	10					2	
10		24	9						
11		16	6						
12		15	9						
13	9	19	13			1			
14		10	15						
15		28	11				19		
16		14	17	2			10		
17	8	22	16	3			6		
18	1	29	17	3			7		
19	1	22	16				2		
20		9	20	3					
21	7	18	20	1			2		
22	2	26	19	6			3		
23	8	20	16	10					
24		20	14	6			4		
25	80	13	19	12			1		
26	9	18	13	18			2		
27	12	19	19	9	1		5		
28	4	12	20	6	1				
29	76	18	13	10	1				
30	21	10	15	15	3		1		
31	12	12	20	19			2		
32	2	9	14	16	1				
33	51	12	23	15	1				
34	26	8	25	14					
35	25	7	15	20	2		1		
36	6	12	30	14	2				
37	19	5	19	16	2				
38	8	8	20	15	4		1		
39	7	3	21	17	6	8			
40	5	4	14	13	2	5			
41	20	2	17	19	2	10	1		
42	6	7	14	13	6	12			
43	13	6	15	18	3	9			
44	3	7	18	19	4	17			
45	11	6	19	23	4	10	4		
46	5	3	10	14	8	10			
47	13	2	9	22	14	19			
48	3	3	11	21	7	16			
49	6	5	9	20	5	8			
50	4	3	5	14	13	17			
51	9	1	11	19	10	7			
52	1	1	11	21	10	11			
53	9		6	19	14	15			
54	2	1	7	19	15	7			
55	5		8	27	13	6			
56	1		10	24	17	8			
57	6	4	7	18	18	5			
58	3	2	2	17	18	3			
59	4	1	2	23	20	3			
60	2		1	17	25	3			
61	5	1	3	15	25	3			
62	5	1		15	28	4			
63	3	2	3	15	19	2			
64	2	1	1	11	23	2			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	2	1	2	18	29	1			
66	2	1		9	32	1			
67	4			21	25				
68		3	1	13	17	2			
69	3			13	17				
70				20	26				
71	3			12	25	1			
72				14	31				
73	1	1	2	9	31	13			
74	2	1		7	23				
75				10	27				
76		1		8	17				
77			1	13	24				
78			1	8	10				
79				11	17				
80			2	11	11				
81				12	14				
82				6	8				
83		1		7	7				
84				5	5				
85	1			153	92				
86									
87									
88									
89									
90	1								
91									
92									
93	2								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103		1	1						
104									
105									
106									
107									
108		1							
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	580	637	758	1,086	835	239	71	50	23
								総 計	4,279

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	12								
4									
5									4
6									4
7	26								4
8									1
9									
10									
11	25								
12		1							
13	5								
14									
15	17						1		
16				1					
17	12								
18	2			1					
19	9								
20	2	1		2					
21	42	5	1	1	1				
22	4	1		1					
23	7	22	3	2					
24	6	1	1	1					
25	85	10	1	1					
26	6	3	2	1					
27	3	23	2	1					
28		4	4		2			1	
29	32	12	1	3	1			4	
30	7	7	4		1			2	
31	6	19	5	1				2	
32	1	13	6	1				1	
33	19	9	5	3				1	
34	3	8	6	1	1			1	
35	3	21	6	3	1			4	
36	1	9	3	1	2				
37	7	19	6		1			3	
38		12	5	3	3			1	
39	1	23	7	4	1			2	
40		14	6	1	2			1	
41	2	22	2	2	1		1	1	
42	2	8	5	3		1	3		
43	2	14	9		2	1	3		
44		17	6	2	3	3	1		
45	1	14	7	4	2		3	4	
46	1	7	9	3	2	2	1		
47		10	22	2	2		7		
48		11	19	1	1	1	1		
49	2	13	19	4	1	4	6		
50		4	16	3		2	2		
51		14	17	6	5	1			
52		9	13	7	4	5	2		
53		10	8	6	4	3	4		
54		12	22	4	12	6			
55		9	12	8	12	7	4		
56		4	10	7	4	4	1		
57		12	18	1	8	6			
58		4	11	9	6	6	2		
59		1	11	21	12	4	2		
60		1	13	19	7	4			
61			8	16	9	5	3		
62			9	16	10	3	2		
63			9	18	8	4			
64			7	17	11	3	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65			14	19	13	2	2		
66			10	18	12	5	1		
67			12	14	10	3	1		
68			8	14	5	6	1		
69		2	8	13	11	3	2		
70			12	8	2	5	1		
71			8	11	6	5			
72			11	6	13	3	1		
73			14	7	7	3	2		
74			10	7	9	1			
75		1	10	7	12	8			
76			12	13	9	5			
77		1	16	20	13	11			
78			12	10	14	3			
79			14	10	12	6			
80	1		18	12	12				
81		1	9	16	9	3			
82			6	13	9	2			
83			2	20	9	5			
84		1	4	19	6				
85			1	22	88	29			
86			3	12					
87			8	8					
88			4	10					
89			2	11					
90			2	15					
91	1		2	10					
92			5	5					
93			3	7					
94		1	1	5					
95				8					
96		1		4					
97			2	8					
98			4	5					
99			3	11					
100			4	5					
101			1	10					
102	1	1	2	6					
103			2	4					
104			4	7					
105		1	3	5					
106			1	2					
107		1		5					
108		1	1	2					
109			2	5					
110		1	3	3					
111			1	6					
112				7					
113		1	1	5					
114			3	6					
115				6					
116				4					
117			4	3					
118			1	6					
119			1	4					
120				1					
121				9					
122			3						
123			1						
124									
125									
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129			1						
130			2						
131									
132									
133			1						
134									
135									
136			1						
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	356	447	650	721	423	183	61	28	13
								総 計	2,882

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10							
11							
12							
13					1		
14							
15							
16							
17							
18							
19			2				
20			1				1
21		1		1			
22							
23				1			
24				1			
25			1				1
26							
27			1				
28							
29				1		1	
30			1	1			
31		1	1				
32			1				
33				1			
34					1		
35		1					
36							
37			1				
38						1	
39							
40							
41		2	1				
42							
43				1			
44							
45		1		2			
46			1				
47							
48		1					
49					1		
50							
51		1					
52							
53				1			
54							
55							
56						1	
57		1					
58							
59							
60							
61						1	
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65							
66							
67							
68							
69		2					
70					1		
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80				1			
81							
82							
83				1			
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97							
計	0	11	12	13	4	4	2
						総 計	46

その4 教育職給料表(2)

高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2		10			
3					
4					
5		9			
6					
7					1
8		1			
9		12			1
10					
11					4
12		1			1
13		15			2
14					5
15					10
16		1			8
17		17		1	10
18		3			10
19					2
20	1	10			2
21	1	25			20
22		2			
23		1			
24		4			
25		27			
26		4		1	
27	1	2			
28	2	3		1	
29	1	42			
30		6			
31		3		1	
32	1	4			
33	1	27		2	
34		6		1	
35		3		2	
36		2		4	
37	1	25		1	
38	1	13		2	
39		5		2	
40		5		3	
41	2	32		2	
42		8		8	
43		9		3	
44		3		6	
45	6	34		6	
46		14		6	
47	1	7		6	
48		7		7	
49	5	21		6	
50		12		5	
51		11		6	
52	1	11		2	
53	4	33		6	
54		9		5	
55		8	1	5	
56	2	7		3	
57	8	36		4	
58	2	14		1	
59	2	22		3	
60	1	17		5	
61	6	51		34	
62	2	25			
63	1	20			
64	2	17			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	6	46			
66		24			
67		25			
68		24			
69	12	34			
70	2	34			
71	1	25			
72	5	16			
73	2	35			
74	2	30			
75	1	34			
76	2	28			
77	1	28			
78	3	46			
79	1	25			
80	2	23			
81	5	33			
82	3	31			
83	2	33			
84	1	21			
85	3	31			
86	2	38			
87	7	26			
88	5	37			
89	5	34			
90	3	25			
91	2	36			
92	5	38	1		
93	5	26	1		
94	6	35			
95	4	32			
96	2	33			
97	4	28			
98	4	23			
99	2	29	1		
100		25			
101	4	37	1		
102	5	29	1		
103	4	26			
104	6	22	1		
105	3	29			
106	6	44			
107	10	29			
108	7	37			
109	4	30			
110	1	33			
111	1	40			
112	3	33			
113		41			
114	1	36			
115		39			
116		31			
117		51			
118		46			
119		51			
120	2	37			
121	1	48			
122		41			
123	1	52			
124		54			
125		45			
126		40			
127	1	55			
128	1	55			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
129		70			
130	1	38			
131		54			
132		47			
133	3	40			
134		54			
135	1	59			
136		53			
137	1	41			
138	1	36			
139		48			
140		37			
141		38			
142	2	35			
143	1	23			
144		23			
145	2	106			
146	1				
147	3				
148	2				
149					
150	2				
151	1				
152					
153	4				
計	251	3,720	7	150	76
				総 計	4,204

その5 教育職給料表(3) (県関係職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49		1			
50					
51					
52					
53		1			
54					
55					
56					
57		1			
58					
59					
60		1			
61					
62					
63		1			
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65					
66		1			
67		2		1	
68		2		1	
69		1			
70		1			
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77		3			
78		2		1	
79					
80		1			
81		1			
82					
83					
84		1			
85		3			
86		1			
87					
88					
89					
90					
91		2			
92		1			
93					
94					
95		2			
96					
97					
98					
99					
100		2			
101					
102		2			
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
121					
122					
123					
124					
125		1			
126					
127					
128					
129		1			
130					
131					
132		1			
133					
134					
135		1			
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150		1			
151					
152					
153					
154					
155		1			
156					
157					
計	0	43	0	4	0
総 計					47

その6 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1	1		
6			1		
7					9
8			2		3
9			3		2
10			3		2
11			2	1	
12			2		1
13		3		1	
14			1		
15			1		
16			1		
17		3	3	1	
18		3	1		
19			2		
20			2		
21		4			
22		2	3		
23		1	1		
24		1			
25		1	3	1	
26			5	1	
27		1	1		
28				2	
29		2			
30		1	1		
31			1	2	
32			1		
33		5	1	2	
34		1	1	1	
35		3		3	
36			3		
37		4	1		
38				2	
39		1	2	2	
40				2	
41		2	1	1	
42		1		1	
43			1	1	
44			1		
45		1	1		
46		2	1	2	
47		1	2	1	
48			2		
49		2	1		
50		1	1	1	
51				2	
52		1	1		
53			1		
54					
55			1	2	
56					
57				13	
58			1		
59					
60					
61		1			
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65		1			
66					
67					
68			1		
69			1		
70			1		
71					
72			2		
73			2		
74					
75			1		
76					
77			1		
78					
79					
80					
81			16		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	53	89	45	17
				総 計	204

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				2
6				1
7				2
8				1
9	7			
10				1
11				
12				
13	4			
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21	1			
22	1			
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1		1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48	1			
49				
50	1			
51				
52				
53				
54				
55				
56			1	
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	16	0	4	7
			総 計	27

その8 医療職給料表(2)(県関係職員)

保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							1
11							
12							1
13							
14							1
15							
16							
17							
18							
19			1	1			
20							
21				1			1
22							2
23				2			
24							
25			1				1
26				1		1	
27		1	1				
28							
29				1			
30							
31		1			1		
32						1	
33							
34				1			
35						1	
36		1		1		1	
37							
38					2		
39				1		1	
40	1						
41						1	
42					1		
43					2		
44				1		1	
45				2	1		
46				2		1	
47					1		
48			1		1		
49						1	
50							
51					2		
52					1	1	
53						4	
54					2		
55		1	1				
56				1	3		
57					1		
58					1		
59					1		
60					1		
61							
62				1			
63							
64					1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65				3			
66				2			
67							
68				1			
69					1		
70					1		
71							
72							
73					2		
74							
75		1					
76					1		
77					4		
78							
79			1				
80				1			
81							
82							
83							
84							
85			1				
86			1				
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101			1				
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	6	9	23	31	14	7
						総 計	91

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10			1			
11						
12						
13			1			
14			1			
15		2				
16		1	2			
17		1	1			
18			1			
19		6				
20		1				
21			1			
22		6	2			
23		2	1			
24		2	1			
25						
26		1	1			
27		5				
28						
29						
30		2	1			
31			2			1
32						1
33		1	3			
34						
35						
36		2		1		
37		1		2		
38						
39		2				
40		1		2		
41						
42				3		
43		1		1		
44			2			
45						
46		1	1	1		
47		1				
48				1		
49						
50		1				
51				1		
52						
53						
54				1		
55					1	
56						
57						
58						
59					1	
60						
61						
62						
63		1				
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				1	2	
66						
67						
68						
69					1	
70					2	
71					1	
72						
73						
74						
75					1	
76					1	
77						
78					1	
79					1	
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91				1		
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	41	23	15	12	2
					総 計	93

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15	1								
16									
17									
18			1						
19	1	2							
20									
21		1	1						
22									
23	4	3	1						
24	1	1							
25	2	3							
26	1	4	1						
27	9	2	2						
28	1	2							
29		1	1						
30	1	5							
31	12	1	1						
32	2	3	2						
33	2	1	4						
34	1	1	4						
35	11	1	3						
36	1	1	1						
37	1	2	6						
38			2						
39	4	1	2	1					
40	2	1	9						
41	1		12						
42	4	2	5	2					
43	4	2	4	1					
44	2		6	2					
45	2	1	6	1					
46	1	1	3	2					
47	7	1	2	2					
48		1	3	2					
49		2	4	3					
50	1	1	5	1					
51	3	1	5	1					
52		2	3	2					
53				2					
54		1	1	2					
55	1			2					
56			10	2					
57	1		3	1					
58			1	2					
59	3	1	1		1				
60									
61			1	3					
62	1			1					
63	2		1	2	2				
64				1					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65				2	2				
66				2	1				
67				1	1				
68				2	1				
69					2				
70				2	1				
71				1					
72				2	7				
73					1				
74		1			2				
75				1	3				
76				1	1				
77					2				
78				2	5				
79				2	2				
80				1	5				
81				1	4				
82				5	3				
83					8				
84				2	3				
85				10	13				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	90	53	117	75	70	0	0	0	0
総 計								405	

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					4
3		2			5
4					14
5					17
6		1			39
7					31
8					24
9		1			35
10					16
11					20
12					24
13		107			23
14		1			17
15		1			25
16		6			13
17		129			15
18		1			15
19		3			5
20		13			24
21		119			
22		3			
23		6			
24		11			
25		118			
26		5			
27		12			
28		27			
29		106			
30		9		1	
31		7			
32		37		1	
33		133			
34		21			
35		18			
36		31		1	
37		113			
38		27		1	
39		22		1	
40		28		1	
41		117		1	
42		32			
43		29			
44		32		1	
45		117		3	
46		27		1	
47		24	1		
48		34	1	2	
49		117		4	
50		30		2	
51		38		8	
52		27		2	
53		95		5	
54		44		10	
55		36	1	4	
56		36	1	3	
57		119		9	
58		46		12	
59		49		5	
60		34	2	10	
61		101		12	
62		43		19	
63		47		11	
64		32		22	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65		89		18	
66		53	1	11	
67		67		25	
68		40	1	16	
69		91		12	
70		48		22	
71		63		18	
72		54		10	
73		105		13	
74		44	1	20	
75		54		12	
76		49	2	10	
77	1	85		14	
78		50		11	
79		56		9	
80		50		6	
81		90	1	39	
82		48			
83		57	4		
84		60			
85		81	1		
86		62			
87		53	1		
88		53	1		
89		83			
90		57			
91		63			
92		55			
93		91			
94		58			
95		46			
96		52			
97		57	1		
98		57			
99		43			
100		58			
101		42	1		
102		45			
103		54			
104		56			
105		56	2		
106		40			
107		37			
108		43			
109		29			
110		47			
111		43			
112		37			
113		33			
114		57			
115		40			
116		39			
117		46			
118		34			
119		38			
120		27			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
121		35			
122		26			
123		46			
124		48			
125		44			
126		46			
127		42			
128		43			
129		38			
130		36			
131		43			
132		41			
133		44			
134		52			
135		53			
136		39			
137		64			
138		55			
139		58			
140		64			
141		42			
142		39			
143		62			
144		51			
145		44			
146		37			
147		54			
148		51			
149		52			
150		46			
151		48			
152		59			
153		52			
154		39			
155		29			
156		33			
157		157			
計	1	7,301	23	418	366
				総 計	8,109

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16			1				
17		1					
18		1					
19		1					
20							
21			1				
22		1					
23			2				
24							
25		1					
26							
27							
28							
29			1				
30		1					
31							
32							
33		1	1				
34							
35		1					
36							
37		1					
38		1	4				
39							
40			1				
41			1				
42			1				
43							
44			1				
45			2				
46							
47							
48			1				
49			1				
50			1				
51			1				
52							
53							
54							
55							
56			1		1		
57							
58			1				
59							
60							
61							
62							
63			1				
64			1				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65							
66			1				
67							
68			1				
69			1				
70							
71							
72			1				
73			2				
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100			1				
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108			1				
109							
計	0	11	34	0	1	0	0
						総 計	46

その13 2号任期付研究員

〔先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の「かん養」に資する研究業務に従事する職員に適用〕

号	給	人	員
1			人
2			*
3			*
		総 計	1

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

行政職給料表適用

〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人	員
1		人
2		*
3		12
4		*
5		8
6		*
7		*
8		*
9		*
	総 計	22

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 特定任期付職員

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号	給	人	員
1			人
2			*
3			*
4			*
5			3
6			*
7			*
		総 計	4

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された335事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,313人（初任給関係429人、初任給関係以外4,884人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,237人（初任給関係378人、初任給関係以外3,859人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,899人で、うち行政職に相当するものは13,608人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から101事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満
	産業計	92 事業所	29 事業所	63 事業所
農 業 , 林 業 、 漁 業		-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		13	1	12
製 造 業		4	0	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 , 郵 便 業		23	6	17
卸 売 業 , 小 売 業		13	6	7
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		6	5	1
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		33	11	22

(注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が9箇所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(以下、各表について同じ)。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。

4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・ 技術 関係	新卒事務員		円	円	円
		大学卒	214,693	219,229	209,274
		短大卒	195,831	201,251	187,010
	新卒技術者	高校卒	189,614	-	189,614
		大学卒	222,244	*	221,878
		短大卒	189,153	228,774	185,048
		高校卒	200,547	217,043	188,036
	新卒事務員・技術者計	大学卒	216,701	219,507	214,789
		短大卒	193,705	203,071	185,977
		高校卒	193,872	217,043	189,194

(注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満の対応級欄を参照のこと。
	大 学 卒	3	48.5	541,570	73	541,497		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	152	52.3	590,214	5,231	584,983	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	96	52.5	626,071	4,943	621,128		
	短 大 卒	30	52.2	511,003	3,864	507,139		
	高 校 卒	26	51.6	542,359	8,157	534,202		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	47	50.3	526,529	9,622	516,907		
	大 学 卒	29	49.5	523,933	2,107	521,826		
	短 大 卒	13	51.6	534,536	14,316	520,220		
	高 校 卒	5	52.1	522,331	45,433	476,898		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	72	52.5	573,079	3,161	569,918	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大 学 卒	53	52.0	604,708	2,479	602,229			
短 大 卒	9	53.0	439,357	4,196	435,161			
高 校 卒	10	55.0	493,009	6,374	486,635			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	13	51.0	534,340	11,188	523,152			
大 学 卒	4	50.9	597,401	0	597,401			
短 大 卒	6	49.2	463,418	0	463,418			
高 校 卒	3	54.6	571,675	52,643	519,032			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	
	大 学 卒	284	49.3	535,296	9,747	525,549		
	短 大 卒	179	48.8	558,001	9,498	548,503		
	高 校 卒	47	49.5	469,891	5,201	464,690		
	中 学 卒	58	50.9	520,684	14,365	506,319		
		－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	121	46.9	523,680	14,874	508,806		
	大 学 卒	62	45.9	551,520	4,117	547,403		
	短 大 卒	32	48.2	484,594	13,481	471,113		
	高 校 卒	25	47.6	478,983	34,319	444,664		
技術	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 課 長 代 理	189	46.7	471,640	31,314	440,326	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中間職（課長一 係長間）	
	大 学 卒	117	46.3	492,589	35,765	456,824		
	短 大 卒	39	46.2	410,694	19,596	391,098		
	高 校 卒	31	49.0	482,485	32,512	449,973		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	46	47.7	530,299	26,552	503,747		
	大 学 卒	18	44.6	488,789	19,453	469,336		
	短 大 卒	10	45.7	525,928	14,080	511,848		
	高 校 卒	17	52.2	590,620	41,122	549,498		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
関係	事 務 係 長	357	45.4	419,790	45,825	373,965	係の長及び係長 級専門職	
	大 学 卒	187	44.3	422,494	45,351	377,143		
	短 大 卒	81	45.1	387,478	43,363	344,115		
	高 校 卒	89	48.3	442,552	49,098	393,454		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	199	43.7	495,307	64,713	430,594		
	大 学 卒	77	41.8	498,242	63,136	435,106		
	短 大 卒	47	42.9	385,781	43,999	341,782		
	高 校 卒	75	46.1	552,550	77,721	474,829		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者	
	大 学 卒	386	39.7	361,044	32,264	328,780		
	短 大 卒	219	37.5	367,309	33,096	334,213		
	高 校 卒	79	43.2	342,439	27,266	315,173		
	中 学 卒	87	44.8	354,927	33,443	321,484		
		*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
	技 術 主 任	207	40.1	421,584	66,568	355,016		
	大 学 卒	86	38.7	383,430	62,953	320,477		
	短 大 卒	49	43.3	361,004	52,985	308,019		
	高 校 卒	71	39.7	502,253	78,215	424,038		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,044	36.7	287,833	28,555	259,278		
	大 学 卒	500	33.7	301,985	32,267	269,718		
	短 大 卒	274	38.8	262,726	21,459	241,267		
	高 校 卒	262	40.8	286,243	28,710	257,533		
中 学 卒	8	40.8	280,905	26,103	254,802			
技 術 係 員	588	32.0	343,975	42,912	301,063			
大 学 卒	293	31.5	368,631	46,914	321,717			
短 大 卒	125	31.5	315,115	34,371	280,744			
高 校 卒	166	33.6	313,894	41,127	272,767			
中 学 卒	4	37.5	295,100	53,341	241,759			

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行政職9級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	55	54.2	656,800	259	656,541	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除く。)	
	大 学 卒	36	54.6	718,357	308	718,049		
	短 大 卒	8	54.3	508,401	306	508,095		
	高 校 卒	11	52.1	545,635	0	545,635		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	4	51.0	817,348	0	817,348		
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	30	52.5	669,345	44	669,301	前記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職 専門職(部長一 課長間)		
大 学 卒	27	52.3	687,698	49	687,649			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	*	*	*	*	*			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	－	－	－	－	－			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	132	49.5	587,354	11,243	576,111		
	短大卒	90	48.8	610,146	10,401	599,745		
	高校卒	26	50.1	487,268	4,229	483,039		
	中学卒	16	52.1	620,541	25,222	595,319		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長	32	48.7	687,947	27,662	660,285		
	大学卒	18	47.6	698,929	0	698,929		
	短大卒	6	53.4	689,128	78,142	610,986		
	高校卒	8	49.1	636,120	106,457	529,663		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務課長代理	74	47.1	487,563	23,785	463,778	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	40	47.8	518,894	26,923	491,971		
	短大卒	15	43.7	398,572	11,273	387,299		
	高校卒	17	48.7	511,343	31,272	480,071		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	22	50.5	628,095	40,744	587,351		
	大学卒	8	46.9	549,143	29,915	519,228		
	短大卒	4	52.3	645,228	32,239	612,989		
	高校卒	10	52.8	688,318	53,036	635,282		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務係長	100	48.5	478,577	43,972	434,605	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	45	48.6	473,679	37,600	436,079		
	短大卒	23	46.7	418,023	43,831	374,192		
	高校卒	32	49.6	533,618	56,429	477,189		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術係長	57	46.4	673,152	100,708	572,444		
	大学卒	20	45.7	689,196	115,146	574,050		
	短大卒	3	51.0	419,576	42,220	377,356		
	高校卒	34	46.7	673,281	94,219	579,062		
	中学卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	213	39.2	375,069	29,189	345,880		
	短 大 卒	128	37.3	379,973	31,166	348,807		
	高 校 卒	43	42.3	349,644	19,938	329,706		
	中 学 卒	42	45.0	381,942	30,671	351,271		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	
	技 術 主 任	74	39.2	524,951	77,187	447,764		
	大 学 卒	19	36.1	455,278	44,880	410,398		
	短 大 卒	5	43.0	393,918	55,860	338,058		
	高 校 卒	49	39.9	563,165	89,748	473,417		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	434	36.2	291,683	27,821	263,862		行政職1級
	大 学 卒	216	33.3	310,567	32,140	278,427		
	短 大 卒	118	37.4	253,443	19,972	233,471		
	高 校 卒	97	41.6	295,977	27,788	268,189		
	中 学 卒	3	41.7	272,651	17,697	254,954		
	技 術 係 員	88	33.9	460,325	80,664	379,661		
	大 学 卒	50	33.2	456,220	87,055	369,165		
	短 大 卒	12	39.8	464,145	77,242	386,903		
	高 校 卒	25	33.5	475,350	66,148	409,202		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	97	50.9	540,818	8,920	531,898	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	60	50.7	551,350	8,695	542,655		
	短大卒	22	51.0	512,389	5,761	506,628		
	高校卒	15	51.3	539,825	14,465	525,360		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	43	50.2	493,728	10,707	483,021		
	大学卒	27	49.6	482,663	2,318	480,345		
	短大卒	11	51.1	510,190	17,162	493,028		
	高校卒	5	52.1	522,331	45,433	476,898		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	42	52.5	466,696	6,606	460,090			
大学卒	26	51.6	469,476	6,437	463,039			
短大卒	8	53.1	451,632	4,748	446,884			
高校卒	8	54.8	472,921	8,997	463,924			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	12	51.6	498,819	12,949	485,870			
大学卒	3	53.3	497,620	0	497,620			
短大卒	6	49.2	463,418	0	463,418			
高校卒	3	54.6	571,675	52,643	519,032			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実 人 人	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大 学 卒	152	49.1	472,155	7,933	464,222		
	短 大 卒	89	48.9	485,445	8,240	477,205		
	高 校 卒	21	48.3	440,380	6,852	433,528		
	中 学 卒	42	50.1	460,689	7,842	452,847		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	89	46.2	459,060	9,844	449,216		
	大 学 卒	44	45.0	470,780	6,372	464,408		
	短 大 卒	26	47.1	443,558	508	443,050		
	高 校 卒	17	47.1	428,995	11,371	417,624		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 課 長 代 理	115	46.3	454,562	39,390	415,172	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)	行政職4級
	大 学 卒	77	44.9	468,786	43,766	425,020		
	短 大 卒	24	48.7	423,343	28,281	395,062		
	高 校 卒	14	49.5	430,853	34,731	396,122		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	24	45.1	439,159	13,326	425,833		
	大 学 卒	10	42.6	436,762	10,434	426,328		
	短 大 卒	6	41.7	451,324	2,724	448,600		
	高 校 卒	7	51.3	451,507	24,158	427,349		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 長	257	43.5	382,667	46,995	335,672	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大 学 卒	142	41.7	391,971	49,973	341,998		
	短 大 卒	58	44.1	369,788	43,092	326,696		
	高 校 卒	57	47.4	372,227	43,437	328,790		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	142	42.3	407,629	46,968	360,661		
	大 学 卒	57	40.1	413,965	40,182	373,783		
	短 大 卒	44	42.6	384,499	44,066	340,433		
	高 校 卒	41	45.4	423,672	60,110	363,562		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務・技術関係職種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職2級(一部は3級)
	大 学 卒	173	41.0	330,259	39,012	291,247		
	短 大 卒	91	37.9	331,967	38,484	293,483		
	高 校 卒	36	45.0	328,395	41,548	286,847		
	中 学 卒	45	44.5	324,189	36,597	287,592		
	中 学 卒	*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
	技 術 主 任	133	40.7	356,672	59,899	296,773		
	大 学 卒	67	39.5	361,251	68,532	292,719		
	短 大 卒	44	43.3	356,859	52,623	304,236		
	高 校 卒	22	39.2	341,974	47,871	294,103		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	610	37.3	283,229	29,432	253,797		行政職1級
	大 学 卒	284	34.1	290,860	32,433	258,427		
	短 大 卒	156	40.5	275,043	23,431	251,612		
	高 校 卒	165	40.0	277,329	29,555	247,774		
	中 学 卒	5	40.0	287,795	33,120	254,675		
	技 術 係 員	500	31.7	326,934	37,382	289,552		
	大 学 卒	243	31.2	352,821	39,669	313,152		
	短 大 卒	113	31.0	305,321	31,554	273,767		
	高 校 卒	141	33.6	289,805	37,394	252,411		
	中 学 卒	3	38.8	308,852	59,906	248,946		

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
					うち時間外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話 交換手を除く。
	自家用自動車運転手	5	53.4	386,350	105,284	281,066	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
海事 関係 職種	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	総トン数5トン以上の 汽船の乗組員
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	運 航 士	-	-	-	-	-	同上
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	同上
	甲 板 手 ・ 操 機 手	8	41.6	736,475	139,362	597,113	同上
	甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	同上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 7	歳 54.1	円 691,904	円 0	円 691,904	
	大 学 教 授	41	53.4	622,316	0	622,316	
	大 学 准 教 授	35	46.1	512,318	0	512,318	
	大 学 講 師	21	37.8	447,503	0	447,503	
	大 学 助 教	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の - 研究所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構 - 成員7人以上の部 (課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 - (係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 - の者(研究所長の職 名を有する者、上記 研究部(課)長及び 研究室(係)長)を除 く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
医療関係職種	病 院 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	部下に医師又は歯 科医師5人以上
	副 院 長	3	61.7	1,588,123	226,667	1,361,456	上記病院長に事故 等のあるときの職務 代行者
	医 科 長	13	53.9	1,539,111	323,571	1,215,540	部下に医師又は歯 科医師1人以上
	医 師	20	47.1	1,086,251	177,158	909,093	
	歯 科 医 師	3	49.4	887,433	0	887,433	
	薬 局 長	4	48.0	576,312	106,588	469,724	部下に薬剤師2人以 上
	薬 剤 師	35	35.3	387,038	39,430	347,608	
	診 療 放 射 線 技 師	58	39.4	338,162	28,671	309,491	
	臨 床 検 査 技 師	51	35.5	311,702	31,860	279,842	
	栄 養 士	45	37.4	263,959	8,356	255,603	
	理 学 療 法 士	117	34.0	292,236	5,288	286,948	
	作 業 療 法 士	108	37.1	295,490	6,350	289,140	
	総 看 護 師 長	8	58.4	547,392	10,174	537,218	部下に看護師長5人 以上
	看 護 師 長	113	47.5	400,752	38,210	362,542	部下に看護師又は 准看護師5人以上
	看 護 師	252	35.7	334,775	53,397	281,378	
	准 看 護 師	73	50.2	305,828	46,651	259,177	

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
68.2	31.8	68.3	31.7	66.6	33.4

3 標準生計費

第 16 表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月分）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,290	45,310	56,060	66,810	77,560
住 居 関 係 費	58,270	75,490	65,100	54,720	44,340
被 服 ・ 履 物 費	3,970	4,400	6,140	7,880	9,620
雑 費 I	23,170	29,010	40,210	51,400	62,600
雑 費 II	7,810	15,070	17,620	20,160	22,710
合 計	118,510	169,280	185,130	200,970	216,830

令和 8 年 4 月の標準生計費算定方法

- 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。
食 料 費・・・食料
住 居 関 係 費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費・・・被服及び履物
雑 費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）
- 2 人～5 人世帯については、家計調査における令和 8 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
なお、1 人世帯については、那覇市と全国の平均 4 人値から各費目別標準生計費を算定した。

4 人事院勧告等の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年度に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年度秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年度春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

参 考 資 料

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務(本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格)

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

▶ 「本府省幹部職員等」(次官級～課長級)について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、**実力本位の人事制度へ**

※「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格 (令和9年夏に具体的な内容を報告)

1 職務・職責をより重視した給与体系

- ▶ 本府省幹部職員等のポストを対象とする**俸給表を新設し**、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- ▶ **人材獲得競争で見劣りしない給与水準に**

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当(業績等手当、通勤手当、転勤手当を基本に)

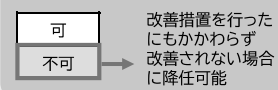
- 業績等手当(ボーナス)[新設](年2回支給)
人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」(優秀な者に支給)と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成
- 転勤手当[新設]
転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

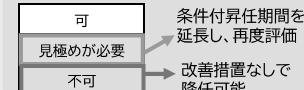
- ▶ 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- ▶ 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

【見直し後の昇任時の見極めスキーム(特別評価)】

【現行】2段階



【新制度】3段階



3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- ▶ 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、**転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設**
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする**広域異動手当の支給割合を引上げ**
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする**特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大**
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、**給与上のインセンティブ向上を目指す**

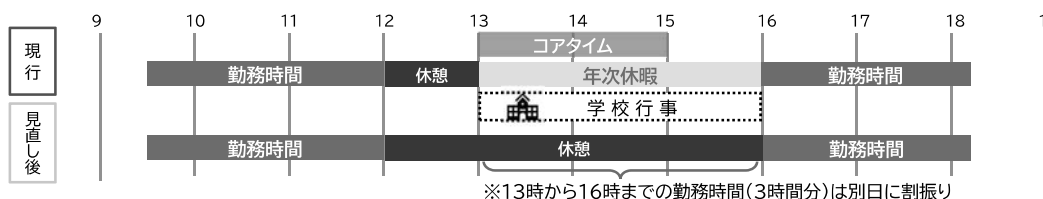
働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、**伴走支援の対象府省を拡大**
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする**調査・指導を強化**

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる**無給休暇を新設**
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、**コアタイムを設定しないことも可能に**

例: コアタイムが13時から15時までに設定されている職場に勤務する職員が、13時から16時の間に学校行事に参加する場合



2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ(記載されたスキルは例示)

	業務スキル		対人スキル		概念化スキル	
スキルセット カテゴリー	各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル					
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など	業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など	マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など	将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
マインドセット カテゴリー	変化の時代に求められるマインドセット					
	学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など					
	普遍的に求められるマインドセット					
	誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など					

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和８年 職員の給与に関する報告及び勧告 公務運営の課題に関する報告

令和８年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎8階
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 (有)ふたば印刷



- ・古紙配合率70% 白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、380部作成し、1部当たりの印刷単価は2,662円（1円未満は切捨）です。

